

傷んだ私道の補修をお手伝いします

私道整備助成制度のあらまし

私道整備制度のあらまし

令和6年4月改訂

横浜市道路局
各区の土木事務所

私道整備助成制度のあらまし

多くの市民の方々が日常的に通る、公道と同じように利用されている砂利道やアスファルト舗装がひどく傷んでいる私道について、利用者が通りやすくなることを目的として、所有者の方が行うアスファルト舗装工事等に対して費用の一部を横浜市が助成する制度です。

私道整備助成制度の概要は、この「あらまし」に記載したとおりですが、詳細は整備したい私道がある区の土木事務所にお問い合わせください。

助成対象路線となる私道

助成対象路線となる私道は、道路法に定める道路以外の道で、次の条件を満たす道です。

- 1 地域の方が日常生活をおくるうえで利用されている私道で、その私道に接続する道路がすでに舗装されている。
- 2 舗装工事に支障となる地下埋設物がないことや、私道に接する上のり面^{※1}が舗装工事に支障ない程度に保護されている。
- 3 下水道処理区域内の私道は、適正な污水管または合流管が整備されている。
- 4 行き止まりの私道については、一端が公道に接続され、原則として5戸以上の住居（アパートなどの集合住宅は、建物ごとに1戸と扱う）の主たる出入口として利用されている。

助成の対象外となる私道

次の条件に当てはまる私道は、助成の対象とならないことがあります。

- 1 土地改良法、土地区画整理法、宅地造成等規制法又は旧住宅地造成事業に関する法律に基づき昭和40年10月1日以降に築造され、その築造者が現在も管理している私道
- 2 昭和40年9月30日以前に築造された私道であって、その築造者が現在も管理している私道
- 3 国、公共団体、公社等の公法人及び私法人が所有又は管理している私道（ただし、複数の者が共同で所有する私道で、共有者の一部に法人が含まれる場合を除く）
- 4 横浜市開発事業の調整等に関する条例の対象となる開発事業に基づき築造され、その築造者が現在も管理している私道
- 5 旧横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例（平成7年3月横浜市条例第19号）又は横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例（平成28年12月横浜市条例第62号）により整備された、建築基準法第42条第2項の後退部分で、公道移管がなされていないもの
- 6 次に掲げる、他の制度により築造者に管理を義務付けられたもの
 - (1) 横浜市開発事業の調整等に関する条例第18条により築造された道路状空地で横浜市へ帰属しなかったもの、歩道状空地及び自由利用空地
 - (2) 横浜市一団地認定基準・連坦建築物設計制度基準により築造された、一団地等の区域に含まれる道路
 - (3) 横浜市市街地環境設計制度により築造された公開空地
 - (4) その他、法令に基づき、築造者に管理を義務付けられたもの
- 7 建築基準法第42条に定める道路に接する路地状敷地の専用通路部分
- 8 共同住宅等の敷地内通路として利用されている私道
- 9 車両等その他物件により占用されている私道
- 10 車止め、看板等の設置により一般通行が制限されている私道
- 11 築造後、20年経過していない私道（過去に私道整備助成または私道整備制度で整備を行っている場合は、そのときから20年）

助成の対象となる工事の種類

私道の状況に応じて、次の工事が助成の対象となりますが、付帯工事のみの工事及び私道外の民有地のすり付け工事などは助成の対象となりません。

1 標準工事

- (1) 舗装新設及び補修工事セメントコンクリートまたはアスファルトコンクリート舗装
- (2) 階段新設及び補修工事
- (3) L形及びU形側溝新設及び補修工事
- (4) 防護柵設置及び補修工事
- (5) 階段の手摺り設置及び補修工事

2 付帯工事

- (1) 横断側溝及び横断暗渠敷設工事
- (2) 舗装止設置工事
- (3) 縁石設置工事
- (4) 雨水柵及び集水柵設置工事
- (5) 取付管工事
- (6) 下のり面※¹整備工事

※1 のり面とは、土地の傾斜面のことです。
道路面より上側にあるものを「上のり面」、
下側にあるものを「下のり面」といいます。

助成金の額

- 1 舗装工事等に必要な工事費用の10分の9を上限※²として助成します。
ただし、ガス管、水道管などの移設工事は助成の対象とはなりません。

※2 複数の者が共同で所有する私道で、共有者の一部に法人が含まれる場合の助成額は、必要な工事費用から法人の持分割合に相当する金額を控除した費用の10分の9を上限とします。
詳細は、別冊「私道整備助成制度の要件の一部緩和について～所有者の一部に法人が含まれる場合～」をご確認ください。

- 2 付帯工事のうち、下のり面整備工事の助成額は工事費の2分の1とし、一連の私道1件につき300万円が限度※³となります。

※3 予算等の都合で、工事を複数回に分けて行う場合でも、一連の私道においては300万円が上限となります。

- 3 工事費用の一部は地元負担となります。申請をする皆さままで負担方法等を決めてください。

申請手続

私道整備助成についての申請など手続の窓口は、各区の土木事務所です。私道整備助成を希望される私道がある区の土木事務所にご相談ください。

1 申請者

私道整備助成を受けようとする場合は、私道敷地の所有者又は私道の利用者の中から皆さまが代表者を選出し、申請者としてください。申請者は、助成申請、地元の意見の取りまとめ、工事施工業者との契約などについて、手続の責任者となります。

2 事前審査

土木事務所にご相談の後、「私道整備助成事前審査申請書」に必要事項を記入し、添付書類と一緒に提出してください。後日、土木事務所より事前審査の結果を書面にて申請者へ回答します。

なお、申請書等の私道整備助成に関する手続に必要な書類様式は、土木事務所配布しています。

3 助成金の交付申請

事前審査で制度に適合と判断された工事については、助成金の交付を申請することができます。「私道整備助成工事及び助成金交付申請書」に次の書類を添えて提出してください。

- (1) 位置図
- (2) 平面図（縮尺：1/250～1/500）
- (3) 工事費見積書（100万円以上と見込まれる場合は2社以上の見積書が必要）
- (4) 委任状（私道敷地の所有者は委任状の提出が必要）
- (5) 同意書（私道に面した土地の所有者及びその土地に存する建物の所有者、全員の同意が必要）
- (6) 誓約書
- (7) 公図（写し）
- (8) 登記事項証明書等、所有権のわかるもの
- (9) その他市長が必要と認める書類（工事で発生する土、廃棄物の処分先など）

なお、工事費見積書は、横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事）に登載されている業者の内、市内業者の中から業者を適切に選定して依頼してください。

助成の承認および通知

提出された書類等に基づき、工事内容や工事費について審査を行い、書面にて助成の承認（不承認）を申請者に回答します。

助成が承認された工事については、合わせて助成額をお知らせします。また、助成の予算措置ができた段階で「私道整備助成予算措置決定通知書」を申請者に送付します。

なお、予算額や申請の状況によっては、予算措置が翌年度以降になる場合もありますので、あらかじめご了承願います。

工事契約

申請者は、「私道整備助成予算措置決定通知書」を受理後、速やかに施工業者と工事の契約をしてください。

また、工事契約は年度内に工事の完成検査ができるスケジュールとしてください。

工事の開始・完成の届出および検査

1 届出

申請者は、助成工事の開始届及び完成届などの書類を提出する必要があります。工事開始届を提出する際には、必ず工事請負契約書の写しを添付してください。

2 検査

工事が完成し工事完成届を提出すると、土木事務所の職員が申請者・工事施工業者立会いのうえ、完成検査を行います。完成検査は年度内に終える必要があります。

また、工事施工中に中間検査を行う場合があります。

助成金の交付通知・請求

1 助成金の交付通知

工事が完成し検査に合格した後、「私道整備助成金交付決定通知書」を申請者あてに送付します。

2 助成金の請求

申請者は、「私道整備助成金請求書」を提出し、助成金を請求してください。

申請者は、助成金交付後14日以内に、工事施工業者からの領収書の写し（工事請負契約書の金額又は精算書の金額が記載されたもの）を提出してください。

なお、助成金の振込先を工事施工業者とすることもできます。この場合は、申請者が工事施工業者に支払った費用の領収書の写しを提出してください。

助成後の私道の維持管理など

1 助成金によって整備された私道の日常の維持管理は、皆さまで行ってください。

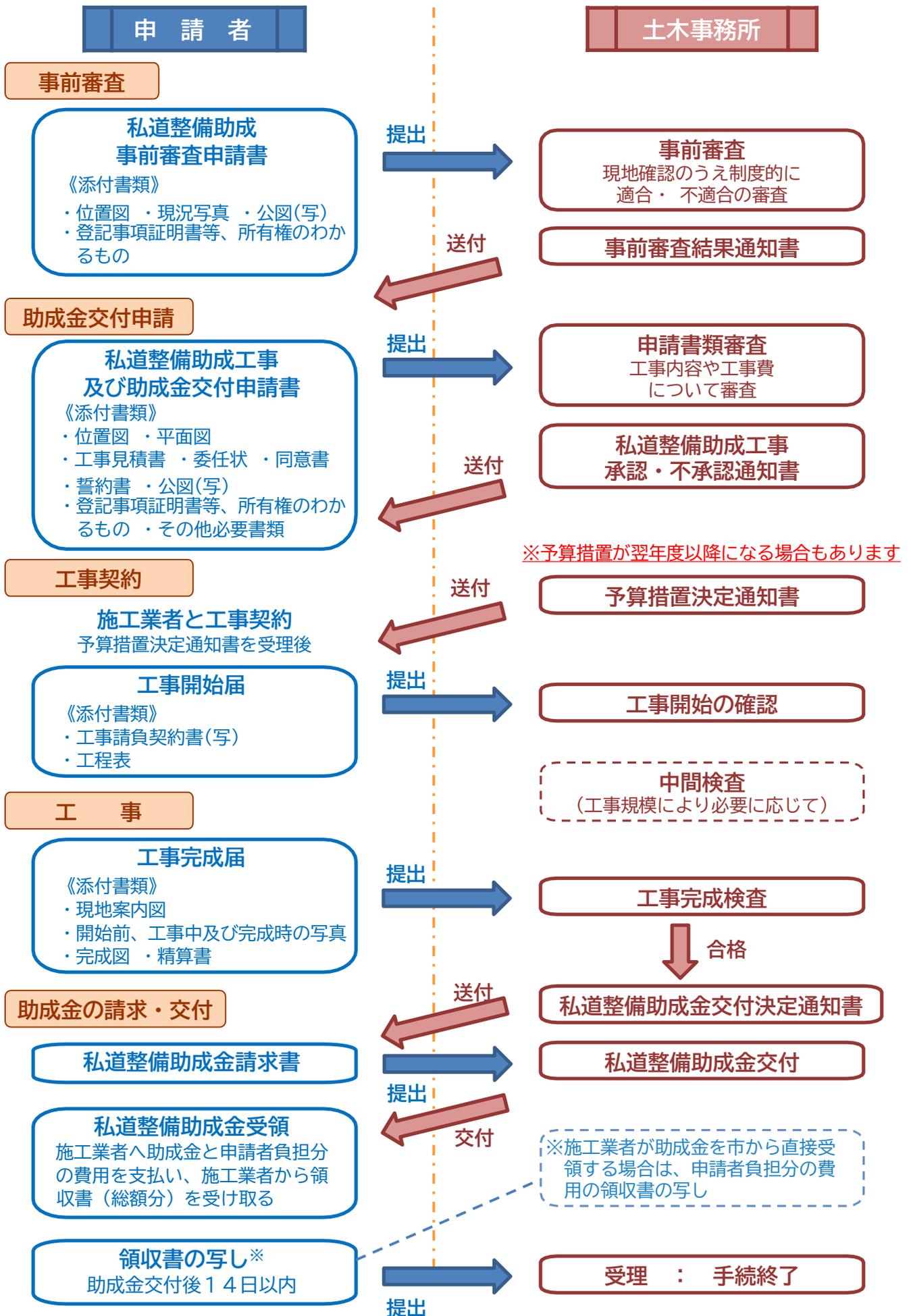
2 助成金によって整備された私道は、公道と同じように誰もが利用できる状態を保ってください。

3 私道整備助成の申請等に関する紛争等が起きた場合は、皆さまで処理してください。

私道所有者の一部の所在を把握することが困難な場合

別冊「私道整備助成制度の要件の一部緩和について～私道所有者の一部の所在を把握することが困難な場合～」をご確認ください。

私道整備助成手続の流れ



私道整備制度のあらまし

多くの市民の方々が公共的な施設等を利用するために通り、公道と同じように利用されている砂利道やアスファルト舗装がひどく傷んでいる私道について、利用者が通りやすくなることを目的として、アスファルト舗装工事等を横浜市が行う制度です。

私道整備制度の概要は、この「あらまし」に記載したとおりですが、詳細は整備したい私道がある区の土木事務所にお問い合わせください。

整備対象路線となる私道

整備対象路線となる私道は、道路法に定める道路以外の道で、次の条件を満たす道のうち、公道として寄付することが困難で、道路管理者が制度の目的と照らし合わせて整備することが適当と判断した私道です。

- 1 鉄道駅、区役所、小中学校及び図書館などの公共的な施設等から概ね半径500メートルの範囲の地域にある私道、又は新たに通学路として指定された私道で、道路の幅が2.7メートル以上あるもの。
- 2 両端が公道に接続していること。ただし、一端しか公道に接続していない場合は、他端が公共的な施設等に接続しているか、公道移管を予定している私道に接続していること。

整備の対象外となる私道

整備の対象外となる私道は、私道整備助成制度と同じですが、公法人及び私法人が所有又は管理している私道については、ただし書き規定は適用されず、整備の対象外となります。

整備する工事の種類

- 1 舗装新設及び補修工事
- 2 階段新設及び補修工事

申請手続と工事の実施

私道整備についての申請など手続の窓口は、各区の土木事務所です。私道整備を希望される私道がある区の土木事務所にご相談ください。

1 申請者

私道敷地の権利者及び私道の利用者の中から皆さまの代表者を選んでいただき、その方が申請者となり地元の意見の取りまとめや、土木事務所との連絡や手続などを行います。

2 事前審査

土木事務所にご相談の後、「私道整備事前審査申請書」に必要事項を記入し、添付書類と一緒に提出してください。後日、土木事務所より事前審査の結果を書面にて申請者へ回答します。

なお、申請書等の私道整備に関する手続に必要な書類様式は、土木事務所で配布しています。

3 整備工事の申請

事前審査で制度に適合と判断された工事については、整備工事を申請することができます。「私道整備申請書」及び「私道整備工事施工承諾書」に必要事項を記入し、土木事務所に提出してください。

なお、申請書等の私道整備に関する手続に必要な書類様式は、土木事務所で配布しています。

4 整備工事の決定と工事の実施

申請書の提出後、土木事務所は現地調査等を行い、工事発注の準備を行います。予算措置ができた段階で「私道整備工事決定通知書」を申請者に送付し、整備工事を実施します。

なお、申請時期、予算の状況などにより、整備工事を実施する時期が申請の翌年度以降になる場合があります。

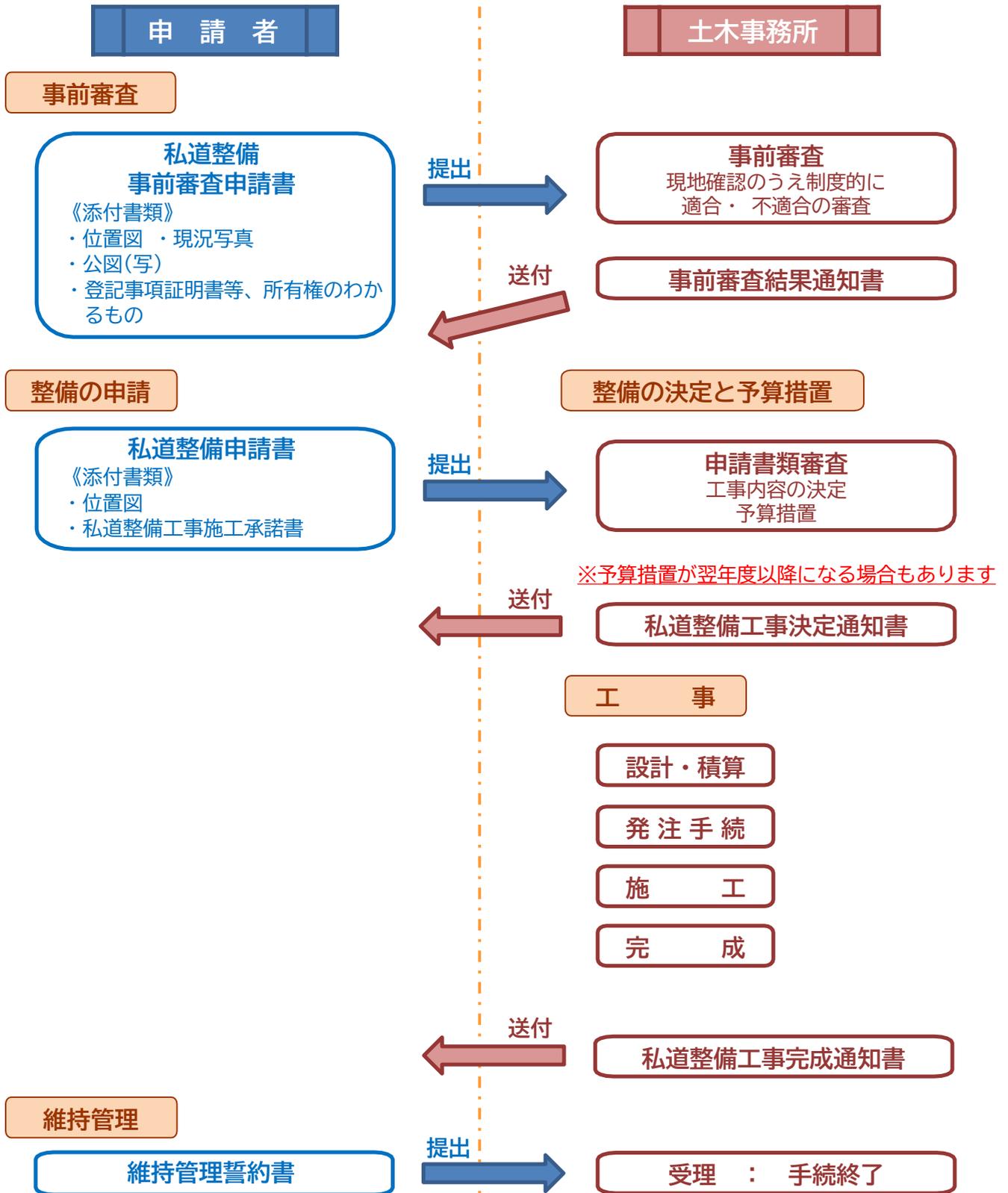
舗装整備された私道の維持管理

1 整備された私道の日常の維持管理は、皆さまで行ってください。

2 整備された私道は、公道と同じように誰もが利用できる状態を保ってください。

3 工事完成后、土木事務所から「私道整備工事完成通知書」を送付しますので、私道敷地の所有者は、「維持管理誓約書」を土木事務所に提出してください。

私道整備手続の流れ



お問合せ先

●私道整備及び助成に関する個別相談について
整備したい私道がある区の土木事務所にお問い合わせください。

名称	所在地	電話番号
鶴見土木事務所	鶴見区鶴見中央3-28-1	045-510-1669
神奈川土木事務所	神奈川区神大寺2-28-22	045-491-3363
西土木事務所	西区浜松町12-6	045-242-1313
中土木事務所	中区山下町246	045-641-7681
南土木事務所	南区浦舟町2-33 (南区総合庁舎駐車場棟1階)	045-341-1106
港南土木事務所	港南区港南中央通10-1 (港南公会堂棟1階)	045-843-3711
保土ヶ谷土木事務所	保土ヶ谷区神戸町61	045-331-4445
旭土木事務所	旭区今宿東町1555	045-953-8801
磯子土木事務所	磯子区磯子3-14-45	045-761-0081
金沢土木事務所	金沢区寺前1-9-26	045-781-2511
港北土木事務所	港北区大倉山7-39-1	045-531-7361
緑土木事務所	緑区十日市場町876-13	045-981-2100
青葉土木事務所	青葉区市ヶ尾町31-1	045-971-2300
都筑土木事務所	都筑区茅ヶ崎中央32-1 (都筑区総合庁舎4階)	045-942-0606
戸塚土木事務所	戸塚区戸塚町2974-1	045-881-1621
栄土木事務所	栄区小菅ヶ谷1-6-1	045-895-1411
泉土木事務所	泉区和泉中央北5-1-2	045-800-2532
瀬谷土木事務所	瀬谷区三ツ境153-7	045-364-1105